

昭和三十一年三月十六日(金曜日)

午後二時三分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事内海 安吉君 理事秋野 豊平君

理事藤原 雄次君 理事瀬戸山三男君

理事三鍋 義三君

逢澤 寛君 有馬 英治君

生田 安一君 臼井 莊一君

大高 康君 久野 忠治君

島村 一郎君 田子 一民君

高木 松吉君 田口長治郎君

中村 寅太郎君 二階堂 進君

松澤 雄藏君 山口 好一君

今村 等君 榎 兼次郎君

中島 巖君 山下 榮二君

出席政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君

建設事務官 (計画局長) 町田 稔君

建設技官 (道路局長) 宮樫 凱一君

建設技官 (住宅局長) 鎌田 隆男君

委員外の出席者 専門員 西畑 正倫君

三月十六日

委員大島秀一君、志賀健次郎君、田中彰治君、仲川房次郎君及び廣瀬正雄君辭任につき、その補欠として臼井莊一君、有馬英治君、田子一民君、生田宏一君及び田口長治郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員臼井莊一君、有馬英治君、田子

一民君、生田宏一君及び田口長治郎君辭任につき、その補欠として大島秀一君、八木一郎君、田中彰治君、仲川房次郎君及び廣瀬正雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員八木一郎君及び兩條徳男君辭任につき、その補欠として志賀健次郎君及び島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外六名提出、衆法第二〇号) 地方税法の一部を改正する法律案について地方行政委員会に修正意見申入に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。過日地方行政委員会と地方税法の一部を改正する法律案について連合審査会を開いたたしたのでありますが、軽油引取税の問題は当委員会にも重大な関係がございますので、理事会の協議により次のような申し入れをしたと存じます。申し入れ書の案文を朗読いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正意見の申入れ
目下、地方行政委員会が審査中の地方税法の一部を改正する法律案に規定する軽油引取税につき、次のよう

な修正を行われるよう申し入れます。

1 自動車用軽油のみに対し、軒当り六千円の課税は高額に失するの、これを実情にそうように改められたい。

2 本税は道路の整備を目的とする揮発油税と全く同一性格のものであるから、これを国税とし、そのうち、地方負担分に該当する分を地方譲与税とされたい。

以上の申し入れを地方行政委員会にいたしたいと存じます。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○徳安委員長 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する質疑は前会終了いたしました。本日はまず国会法第五十七條の三の規定によりまして、本案に対する内閣の意見を聴取いたします。堀川政務次官。

○堀川政務次官 本法案に對しましては、政府といたしましてはあまり賛成ではないのでありますが、しかしながら本案が通過いたしましたならば、これはわれわれの責任といたしまして、できる限り御後援するつもりであります。

○徳安委員長 瀬戸山三男君より、本案に對する修正案が提案されており、趣旨弁明を許します。瀬戸山三男

君。

○瀬戸山委員 たいま議題になつております積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案の一部修正の動議を提出いたします。修正案を讀み上げます。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案の修正案に對する修正案
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。
第三條第一項中「達成するため、」の下に「あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上」を加える。

こういうこととありますが、その修正の理由を申し上げます。

御存じのように、本案の第三條は、建設大臣がこの法律の第一條の目的を達成するためには、同條に規定する地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定しなければならぬ、こういふふうになつておるのであります。ところがこの特別措置法案によりまして道路交通の整備をいたします大きな目的は、バス、トラック、さういふいわゆる自動車に關する部分が相当に多いと思つておられます。自動車交通運輸の所管をいたしております運輸大臣の意見を聞くのが適切であらう、さういふ趣旨からここに運輸大臣の意見をあらかじめ聞いてさういふ地域を指定する、さういふふうな取扱いにいたした方が本法案を適正に運用して事業遂行を円滑にすることがで

きる、さういふふうな趣旨であります。どうか委員諸公の御賛成をお願いいたします。

○徳安委員長 たいま説明のありました修正案について御質問があればこれを許します。――御質疑もないようでありましたから、本案及び修正案を一括して討論に付します。討論の通告もございませぬので、討論を省略して直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議はございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さうに決します。

これより積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案及び瀬戸山三男君提出の修正案について採決いたします。瀬戸山三男君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○徳安委員長 起立議員。よつて瀬戸山三男君提出の修正案は可決されました。

次にたいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○徳安委員長 起立議員。よつて修正部分を除いては原案通り決定いたしました。

これにて本案は修正議決いたしました。瀬戸山三男君より本案に附帯決議を付すとの動議が提出されており、この際提案者の趣旨弁明を許します。

瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 たいだいま議決されましたこの特別措置法案につきまして次の附帯決議を付すべきものと考えます。附帯決議の案文を朗読いたします。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案附帯決議案

政府は、現に実施中の「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基く道路整備五箇年計画の遂行に支障を与えないため、揮発油収税財源をこの法律の実施に要する経費の財源に充当しないこと。

これが附帯決議の案文であります。その理由を簡単に申し上げますが、

御承知のように、わが国の道路を整備するために、さきに国会を通過いたしました現に実施中の道路整備費の財源等に関する臨時措置法があるものであります。これは申し上げるまでもなく、道路整備の財源を確保するために、揮発油収税入額はこれを全部道路の五カ年計画の整備に充当しなければならぬようにになっております。ところがたいだいま可決されましたこの特別法も、要するに積雪寒冷特別地域の道路の整備に関するものであります。これは今日まで計画、実施されております五カ年計画の事業とはその性質を異にいたしてありますので、この財源等に関する臨時措置法の財源をもってこの事業に充てるべきものではない、かように考えるのであります。これは財源等に関する臨時措置法の法律の建前から当然のことでありまして、従来やもすると、国会の議決の趣旨に反して財政が運用されるおそれがしばしばあったのであります。そういうことで

ありますから、私どもはこの際この法律を可決いたしますと同時に、さような注意を政府に喚起させるために特別にこの附帯決議をしたい、かように考える次第であります。

どうか委員諸公の御賛成を仰ぎたいと思ひます。

○徳安委員長 たいだいまの瀬戸山君の説明に対し御発言があればこれを許します。中島君。

○中島委員 たいだいまの瀬戸山委員の発言に対して賛成するものでありますけれども、この際政府に対して要望いたしておきたいことがありますので発言いたしたいと思います。

この道路整備費の財源等に関する臨時措置法なるものは、十六国会におきまして全議員の総意によって決定したものであります。その当時の會議録を見ればはっきりとわかるのでありますけれども、国の財政が非常に困難である、困難ではあるけれども、この道路整備費だけは、わが国の道路事情から見て、どうしてもガソリン税を目的税として道路整備をやらねばならぬ。旧来の道路整備費も、ガソリン税にプラス・アルファするといふ趣旨のもとに国会を通過いたしておるのであります。しかしながらその後の実情を見ますと、プラス・アルファはおろか、目的税であるところのガソリン税が他に流用されているというやうな実情であり、また本年度のガソリン税の使途の内訳を見ましても、就労対策方面に非常に莫大に出ている。こういうやうな実情でありまして、たいだいま瀬戸山委員の言われるやうに、ガソリン税でな其他の一般財源から支出するといふことは当然である、かように考へて賛成

するわけでありませぬ。

それからお、この法案を見ますと昭和三十一年度からとなつておりますが、しかし昭和三十一年度の議決におきましては、実際は三十三年度より使用ができぬという結果になりますので、適当な機会に補正予算など組みまして、三十一年度においてこの法律の趣旨に合致するやうに政府当局といたしては適当な措置をとつていただきたい、こういうやうな希望意見を付しまして瀬戸山委員の発言に賛成をするものであります。

○徳安委員長 ほかに御発言もないやうでございますから、瀬戸山君の動議を採決いたします。

瀬戸山君の動議に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○徳安委員長 起立総員。よつて瀬戸山君の動議は可決いたしました。従いまして本案は附帯決議を付して修正議決いたしました。

なお、報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さやうに決しました。

午後二時十六分散會

〔参照〕
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案（小坂善太郎外六名提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕